

# 建物の安全管理は 所有者等の責任です。

建物に人が住み、使う以上、そこには  
**「火災危険・人命危険」**があります。

所有者、管理者、テナント入居者の皆さんは、  
日ごろから**「防火・防災」**を心がけ、  
もし、万が一、火災が発生した場合でも、  
その被害が最小限となるようにするため、  
**建物を安全な状態に維持管理してください。**



福山市ホテル火災  
(平成24年5月発生 7名死亡)



広島市中区流川町飲食店火災  
(平成27年10月発生 3名死亡)

広島市

- 建物の増改築や改修、用途の変更をする場合は、消防法や建築基準法に適合させる必要があります。

⇒増改築等に当たっては、建築士や消防署にご相談の上、工事の内容等が法令に適合していることを十分に確認し、必要な手続き及び工事を行ってください。

- 建物の用途と収容人員に応じて防火管理者を選任し、消防計画の作成や消防訓練などの防火管理業務を行わせる必要があります。

⇒防火管理者の要否などについては、消防署へご相談ください。

- 階段や廊下は、いざという時の避難経路です。物を置くことは、避難の妨げになります。

⇒普段から物を置かないようにしてください。



- 自動火災報知設備、避難器具、防火戸、非常用照明装置、排煙設備などの設備は、いざという時に作動しないと、被害を一層拡大させる要因となります。

⇒日常的に自主点検し、適切に維持管理してください。また、設備の改修や法令に基づく点検・報告については、設備業者や建築士などにご相談の上、適切に行ってください。



○ 違反がある場合は、各法令に基づき命令を行うことがあります。命令に従わない場合は、罰則の対象となります。

○ 違反を放置したまま火災により人命に被害が生じた場合には、社会的批判を受けるほか刑事責任の追及や民事訴訟を提起される恐れがあります。

### お問い合わせ先

- ・消防法に関すること 広島市消防局予防部予防課 (082) 546-3477  
※ 個別の建物に関するご相談は、各消防署予防課へお問い合わせください。
- ・建築基準法に関すること

広島市	広島市都市整備局指導部建築指導課 (082) 504-2288 ※ 個別の建物に関するご相談は、各区役所建築課へお問い合わせください。
海田町・熊野町・坂町・安芸太田町	広島県西部建設事務所建築課 (082) 250-8158
廿日市市吉和地区	廿日市市建設部都市・建築局建築指導課 (0829) 30-9191